○地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律運用指針 新旧対照表

改正後	現
地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律 運用指針	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律 運用指針
平成20年12月25日	平成20年12月25日
(平成23年8月30日 一部改正)	(平成23年8月30日 一部改正)
(平成29年3月31日 一部改正)	(平成29年3月31日 一部改正)
(平成30年7月15日 一部改正)	(平成30年7月15日 一部改正)
(平成31年4月 1日 一部改正)	(平成31年4月 1日 一部改正)
(令和 3年1月15日 一部改正)	(令和 3年1月15日 一部改正)
(令和 4年4月 1日 一部改正)	
文 部 科 学 省	文 部 科 学 省
農林水産省	農林水産省
国 土 交 通 省	国 土 交 通 省
目次 (略)	目次(略)
1・2 (略)	1・2 (略)
3. 歴史的風致維持向上計画認定制度	3. 歴史的風致維持向上計画認定制度
3-1. 認定の手続等	3-1. 認定の手続等
(略)	(略)
②歴史的風致維持向上計画の作成	②歴史的風致維持向上計画の作成

歴史的風致維持向上計画の作成に当たっては、市町村の文化財保護行政を担う教育委員会等とまちづくり部局が緊密に連携協力し、都道府県の関係部局や都道府県教育委員会、学識経験者、地域住民、特定非営利活動法人、文化財所有者等多様な主体が加わった歴史的風致維持向上計画作成のための委員会や協議会を組織し、検討がなされることが望ましい。特に、地域住民等はもとより、都道府県指定等文化財が対象となる可能性もあることから都道府県教育委員会等の理解及び協力を得て取り組むことが重要である。

また、基本方針第3章「地域における歴史的風致の維持及び向上のために必要な文化財の保存及び活用に関する基本的事項」において、歴史的風致維持向上計画の作成に当たっては、あらかじめ、地域に存在する文化財を調査等により的確に把握し、文化財を周辺環境まで含めて総合的に保存及び活用するための基本的な構想を策定して、それに基づいて行うことが望ましいとしている。具体的には、文化財保護法第183条の3の規定に基づく市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画である「文化財保存活用地域計画」や文化審議会文化財分科会企画調査会報告書(平成19年10月30日)において提言されている歴史文化基本構想」を策定し、それを踏まえた歴史的風致維持上計画とするよう努めることが望ましい。

さらに、法定の手続として、歴史的風致維持向上計画に法第5条第4項各号に掲げる事項を記載しようとするときは、その事項について、あらかじめ、当該各号に定める者に協議し、その同意を得なければならない(法第5条第4項)。

また、歴史的風致維持向上計画を作成するに当たっては、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。さらに、協議会が組織されている場合にあっては当該協議会の意見を、当該市町村の教育委員会又は当該市町村に地方文化財保護審議会が置かれている場合にあっては地方文化財保護審議会の意見を聴く必要がある(同条第6項)。さらに、歴史的風致維持向上計画の「文化財の保存又は活用に関する事項」に個別の文化財を記載しようとするときは、あらかじめ、当該文化財の所有者等の意

歴史的風致維持向上計画の作成に当たっては、市町村の文化財保護行政を担う教育委員会等とまちづくり部局が緊密に連携協力し、都道府県の関係部局や都道府県教育委員会、学識経験者、地域住民、特定非営利活動法人、文化財所有者等多様な主体が加わった歴史的風致維持向上計画作成のための委員会や協議会を組織し、検討がなされることが望ましい。特に、地域住民等はもとより、都道府県指定文化財が対象となる可能性もあることから都道府県教育委員会等の理解及び協力を得て取り組むことが重要である。

また、基本方針第3章「地域における歴史的風致の維持及び向上のために必要な文化財の保存及び活用に関する基本的事項」において、歴史的風致維持向上計画の作成に当たっては、あらかじめ、地域に存在する文化財を調査等により的確に把握し、文化財を周辺環境まで含めて総合的に保存及び活用するための基本的な構想を策定して、それに基づいて行うことが望ましいとしている。具体的には、文化財保護法第183条の3の規定に基づく市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画である「文化財保存活用地域計画」や文化審議会文化財分科会企画調査会報告書(平成19年10月30日)において提言されている「歴史文化基本構想」を策定し、それを踏まえた歴史的風致維持向上計画とするよう努めることが望ましい。

さらに、法定の手続として、歴史的風致維持向上計画に法第5条第4項各号に掲げる事項を記載しようとするときは、その事項について、あらかじめ、当該各号に定める者に協議し、その同意を得なければならない(法第5条第4項)。

また、歴史的風致維持向上計画を作成するに当たっては、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。さらに、協議会が組織されている場合にあっては当該協議会の意見を、当該市町村の教育委員会又は当該市町村に地方文化財保護審議会が置かれている場合にあっては地方文化財保護審議会の意見を聴く必要がある(同条第6項)。さらに、歴史的風致維持向上計画の「文化財の保存又は活用に関する事項」に個別の文化財を記載しようとするときは、あらかじめ、当該文化財の所有者等の意

見を聴かなければならない(同条第5項)。

③歴史的風致維持向上計画の認定申請 (略)

(1)・(2) (略)

- (3) 歴史的風致維持向上計画に記載すべき事項について (略)
 - 1) 当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上に関する方針(法 第5条第2項第1項)

基本方針第1章「地域における歴史的風致の維持及び向上の意義に関する事項」及び第3章「地域における歴史的風致の維持及び向上のために必要な文化財の保存及び活用に関する基本的事項」を踏まえ、次に掲げる事項を具体的に記載すること。特に、維持及び向上すべきそれぞれの歴史的風致については、「2. 歴史的風致の定義」を踏まえ、法第1条における「歴史的風致」の要素である①地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動、②その活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地、③①、②が一体となって形成してきた良好な市街地の環境、をそれぞれ記載すること。また、「歴史的風致」の記載に当たっては、別添2「歴史的風致の記載にあたってのチェックリスト」を参考にすることが望ましい。

なお、次に掲げる事項のうち、「当該市町村の歴史的風致の維持及び 向上に関する課題」及び「市町村全体の歴史的風致の維持及び向上に関 する方針」については、歴史的風致が我が国や地域の歴史、文化、伝統 を伝えるための重要な観光資源であることを踏まえて、内容を検討する 必要がある。 見を聴かなければならない(同条第5項)。

③歴史的風致維持向上計画の認定申請 (略)

(1)・(2) (略)

- (3) 歴史的風致維持向上計画に記載すべき事項について (略)
 - 1) 当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上に関する方針(法第5条第2項第1項))

基本方針第1章「地域における歴史的風致の維持及び向上の意義に関する事項」及び第3章「地域における歴史的風致の維持及び向上のために必要な文化財の保存及び活用に関する基本的事項」を踏まえ、次に掲げる事項を具体的に記載すること。特に、維持及び向上すべきそれぞれの歴史的風致については、「2. 歴史的風致の定義」を踏まえ、法第1条における「歴史的風致」の要素である①地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動、②その活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地、③①、②が一体となって形成してきた良好な市街地の環境、をそれぞれ記載すること。また、「歴史的風致」の記載に当たっては、別添2「歴史的風致の記載にあたってのチェックリスト」を参考にすることが望ましい。

なお、次に掲げる事項のうち、「当該市町村の歴史的風致の維持及び 向上に関する課題」及び「市町村全体の歴史的風致の維持及び向上に関 する方針」については、歴史的風致が我が国や地域の歴史、文化、伝統 を伝えるための重要な観光資源であることを踏まえて、内容を検討する 必要がある。

- ○当該市町村の地形や地質、水質、気象などの自然的環境、土地利用や 人口動態、交通機関の整備、産業などの社会的環境、歴史や関わりの ある人物などの歴史的環境、位置などの当該市町村の概要
- ○歴史上価値の高い建造物やその周辺の町家等の歴史的な建造物の分布 状況及び国指定等文化財、地方公共団体<u>指定等</u>文化財、その他現在分 かっている文化財の種別、名称
- ○祭りや伝統工芸などの地域の固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動の状況及び国指定等文化財、地方公共団体指定等文化財、その他現在分かっている文化財の種別、名称
- ○これらを踏まえた当該市町村において維持及び向上すべき具体の歴史 的風致の特徴(歴史的、自然的、社会的特徴を含む)及びそれが存す る場所(複数可)
- ○当該市町村の歴史的風致の維持及び向上に関する課題
- ○当該市町村の総合計画や都市計画マスタープラン、景観計画、文化財保存活用地域計画(歴史文化基本構想を含む。)、国<u>指定等</u>文化財の保存活用(管理)計画、農業振興地域整備計画等の状況及びそれらの計画との関連性
- ○市町村全体の歴史的風致の維持及び向上に関する方針
- ○教育委員会等文化財部局とまちづくり部局の連携体制
- ○歴史的風致維持向上計画の策定(変更)の経緯及び実施体制

(8) (8) (8)

④~⑧ (略)

3-2. (略)

- ○当該市町村の地形や地質、水質、気象などの自然的環境、土地利用や 人口動態、交通機関の整備、産業などの社会的環境、歴史や関わりの ある人物などの歴史的環境、位置などの当該市町村の概要
- ○歴史上価値の高い建造物やその周辺の町家等の歴史的な建造物の分布 状況及び国指定等文化財、地方公共団体<u>指定</u>文化財<u>(以下「指定等文</u> 財」という。)、その他現在分かっている文化財の種別、名称
- ○祭りや伝統工芸などの地域の固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動の状況及び国指定等文化財、地方公共団体<u>指定</u>文化財、その他現在分かっている文化財の種別、名称
- ○これらを踏まえた当該市町村において維持及び向上すべき具体の歴史 的風致の特徴(歴史的、自然的、社会的特徴を含む)及びそれが存す る場所(複数可)
- ○当該市町村の歴史的風致の維持及び向上に関する課題
- ○当該市町村の総合計画や都市計画マスタープラン、景観計画、文化財保存活用地域計画(歴史文化基本構想を含む。)、国<u>指定</u>文化財の保存活用(管理)計画、農業振興地域整備計画等の状況及びそれらの計画との関連性
- ○市町村全体の歴史的風致の維持及び向上に関する方針
- ○教育委員会等文化財部局とまちづくり部局の連携体制
- ○歴史的風致維持向上計画の策定(変更)の経緯及び実施体制

(8) (2) (8)

④~⑧ (略)

3-2. (略)

4. 歷史的風致形成建造物制度

4-1. (略)

4-2. 指定手続

歴史的風致形成建造物は、当該建造物の増築等の行為を行おうとする場合に市町村長に届出が必要となること等の制限が所有者に課されるものであること、また、その所有者及び管理者に適切な管理をする義務が課せられることから、歴史的風致形成建造物の指定に当たり、あらかじめ、当該建造物の所有者の意見を聴かなければならないこととされている(法第12条第2項)。

なお、「意見を聴かなければならない」とは、同意を要するという趣旨ではないが、その制限にかんがみ、できる限りその意見を尊重することが望ましい。また当該建造物が公共施設である場合は、各公共施設の整備又は管理に関する方針又は計画等との整合を図る必要があるため、同意を得るものとされているところである(同項)。

歴史的風致形成建造物の中には文化財(重要文化財建造物等及び重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物群を構成している建造物を除く(法第12条第1項)。)であるものも含まれ、また文化財そのものではなくとも、重要文化財建造物等又は重要伝統的建造物群保存地区と一体となって「歴史的風致」を形成しているものであるため、文化財と密接な関連性を有することとなることから、文化財行政を所管する当該市町村の教育委員会の意見聴取を行う必要がある。ただし、文化財保護に関する事務を市町村の長が行う場合は意見の聴取を要しない(法第12条第2項)。

また、教育委員会から歴史的風致形成建造物が有形文化財等(法第12条第3項)に該当する旨通知を受けた場合は、市町村長は、その旨もあわせて当該歴史的風致形成建造物の所有者等に通知する必要がある(法第14条第1項)。これは、歴史的風致形成建造物が有形文化財等に該当する

4. 歷史的風致形成建造物制度

4-1. (略)

4-2. 指定手続

歴史的風致形成建造物は、当該建造物の増築等の行為を行おうとする場合に市町村長に届出が必要となること等の制限が所有者に課されるものであること、また、その所有者及び管理者に適切な管理をする義務が課せられることから、歴史的風致形成建造物の指定に当たり、あらかじめ、当該建造物の所有者の意見を聴かなければならないこととされている(法第12条第2項)。

なお、「意見を聴かなければならない」とは、同意を要するという趣旨ではないが、その制限にかんがみ、できる限りその意見を尊重することが望ましい。また当該建造物が公共施設である場合は、各公共施設の整備又は管理に関する方針又は計画等との整合を図る必要があるため、同意を得るものとされているところである(同項)。

歴史的風致形成建造物の中には文化財(重要文化財建造物等及び重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物群を構成している建造物を除く(法第12条第1項)。)であるものも含まれ、また文化財そのものではなくとも、重要文化財建造物等又は重要伝統的建造物群保存地区と一体となって「歴史的風致」を形成しているものであるため、文化財と密接な関連性を有することとなることから、文化財行政を所管する当該市町村の教育委員会の意見聴取を行う必要がある。ただし、文化財保護に関する事務を市町村の長が行う場合は意見の聴取を要しない(法第12条第2項)。

また、教育委員会から歴史的風致形成建造物が有形文化財等(法第12条第3項)に該当する旨通知を受けた場合は、市町村長は、その旨もあわせて当該歴史的風致形成建造物の所有者等に通知する必要がある(法第14条第1項)。これは、歴史的風致形成建造物が有形文化財等に該当する

ときは、そのことを前提として歴史的風致形成建造物の管理を行うことが必要であり、またその場合は管理又は修理に関して文化庁長官の技術的指導を求めることができるとされている(法第21条第1項)ことによるものである。所有者等が文化庁長官に技術的指導を求めるに際しては、文部科学省関係地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行規則(平成20年文部科学省令第33号)第2条に基づき、当該歴史的風致形成建造物の指定を行った市町村の教育委員会又は当該市町村を経由することとなる。

なお、歴史的風致形成建造物は、重要文化財建造物等及び重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物群を構成している建造物について指定することはできないが、国登録文化財や地方公共団体指定等文化財、また景観重要建造物について重複して指定することは可能である。また歴史的風致形成建造物が重要文化財建造物等及び重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物群を構成する建造物に該当することとなる場合は、遅滞なく歴史的風致形成建造物の指定を解除することになる。

歴史的風致形成建造物の指定の提案に当たっては、地域における歴史的 風致の維持及び向上に関する法律施行規則(平成20年文部科学省・国土 交通省令第1号。以下「省令」という。)第1条第1項各号に掲げる図書 を添付することとされているところであるが、同項第1号の「当該建造物 の敷地及び位置並びに敷地周辺の状況を示す縮尺2,500分の1以上の 図面」については、当該建造物の敷地の状況、敷地内の位置の状況、道路 その他の公共の場所の状況等の敷地周辺の状況が明瞭にわかる図面とする べきである。

なお、歴史的風致形成建造物は認定計画の期間内に限り市町村が指定することができるものであり、認定計画の終了とともに指定の効力は失われることから、次期計画において引き続き当該歴史的風致形成建造物を指定しようとする場合は、改めて当該指定手続を経る必要がある。

ときは、そのことを前提として歴史的風致形成建造物の管理を行うことが必要であり、またその場合は管理又は修理に関して文化庁長官の技術的指導を求めることができるとされている(法第21条第1項)ことによるものである。所有者等が文化庁長官に技術的指導を求めるに際しては、文部科学省関係地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行規則(平成20年文部科学省令第33号)第2条に基づき、当該歴史的風致形成建造物の指定を行った市町村の教育委員会又は当該市町村を経由することとなる。

なお、歴史的風致形成建造物は、重要文化財建造物等及び重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物群を構成している建造物について指定することはできないが、登録文化財や地方公共団体が指定する文化財、また景観重要建造物について重複して指定することは可能である。また歴史的風致形成建造物が重要文化財建造物等及び重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物群を構成する建造物に該当することとなる場合は、遅滞なく歴史的風致形成建造物の指定を解除することになる。

歴史的風致形成建造物の指定の提案に当たっては、地域における歴史的 風致の維持及び向上に関する法律施行規則(平成20年文部科学省・国土 交通省令第1号。以下「省令」という。)第1条第1項各号に掲げる図書 を添付することとされているところであるが、同項第1号の「当該建造物 の敷地及び位置並びに敷地周辺の状況を示す縮尺2,500分の1以上の 図面」については、当該建造物の敷地の状況、敷地内の位置の状況、道路 その他の公共の場所の状況等の敷地周辺の状況が明瞭にわかる図面とする べきである。

なお、歴史的風致形成建造物は認定計画の期間内に限り市町村が指定することができるものであり、認定計画の終了とともに指定の効力は失われることから、次期計画において引き続き当該歴史的風致形成建造物を指定しようとする場合は、改めて当該指定手続を経る必要がある。

4-3. 届出·勧告等

歴史的風致形成建造物の増築、改築、移転又は除却をしようとする者は、 当該増築、改築、移転又は除却に着手する日の30日前までに、行為の種類、 場所、着手予定日等を市町村長に届出なければならないとされている(法第 15条第1項)。これにより、市町村は、事前に増築等の情報を把握でき、 認定計画に記載された管理の指針となるべき事項を勘案して、当該建造物の 保全のために、設計の変更等必要な措置をとるよう勧告を行うことができる とされている(同条第3項)とともに、勧告を受けた者の申出を受け、その 権利の処分に関し、買取りや賃貸借を希望する歴史的風致維持向上支援法人 等の紹介などのあっせんや、市町村自らが当該歴史的風致形成建造物を買い 取る等の必要な措置を講ずるとされている(同条第5項)。市町村において は、このような制度の趣旨を踏まえ、適切な運用を図るべきである。

歴史的風致形成建造物は、歴史的風致を形成する一要素ではあるが、それ自体の歴史上の価値は重要文化財建造物等又は重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物群を構成する建造物と比較して必ずしも高くないことから、事前に許可に係らしめ現状の変更を厳しく規制することとはしていない。景観保全上重要な場合や文化財として保護しようとする場合は、景観重要建造物制度や地方公共団体による文化財の指定制度・登録制度、さらには自主条例による建造物保全制度と歴史的風致形成建造物制度を併用して活用することは可能であり、また、そうすることが望ましい。

(略)

 $4-4.\sim 4-6.$ (略)

 $5 \sim 7$ (略)

4-3. 届出·勧告等

歴史的風致形成建造物の増築、改築、移転又は除却をしようとする者は、 当該増築、改築、移転又は除却に着手する日の30日前までに、行為の種類、 場所、着手予定日等を市町村長に届出なければならないとされている(法第15条第1項)。これにより、市町村は、事前に増築等の情報を把握でき、 認定計画に記載された管理の指針となるべき事項を勘案して、当該建造物の 保全のために、設計の変更等必要な措置をとるよう勧告を行うことができる とされている(同条第3項)とともに、勧告を受けた者の申出を受け、その 権利の処分に関し、買取りや賃貸借を希望する歴史的風致維持向上支援法人 等の紹介などのあっせんや、市町村自らが当該歴史的風致形成建造物を買い 取る等の必要な措置を講ずるとされている(同条第5項)。市町村において は、このような制度の趣旨を踏まえ、適切な運用を図るべきである。

歴史的風致形成建造物は、歴史的風致を形成する一要素ではあるが、それ自体の歴史上の価値は重要文化財建造物等又は重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物群を構成する建造物と比較して必ずしも高くないことから、事前に許可に係らしめ現状の変更を厳しく規制することとはしていない。景観保全上重要な場合や文化財として保護しようとする場合は、景観重要建造物制度や地方公共団体による文化財の指定、さらには自主条例による建造物保全制度と歴史的風致形成建造物制度を併用して活用することは可能であり、また、そうすることが望ましい。

(略)

 $4-4.\sim 4-6.$ (略)

 $5 \sim 7$ (略)

様式第1~3 (略)

別添1

歴史的風致維持向上計画の構成例

計画名

- 「○○○歴史的風致維持向上計画」
- ※○○○には市町村名を記載
- ※必要に応じて、副題を付すことも可能

序章(略)

- 第1章 歴史的風致形成の背景
- $1. \sim 3.$ (略)
- 4. 文化財等の分布状況
- (1) 国指定等文化財 (2) 都道府県指定等文化財 (3) 市町村指定等文化財
- (4) 主な未指定文化財 (5) 特産品、工芸品、菓子・料理等
- (6)世界遺産、日本遺産等※
- ※世界自然遺産、世界文化遺産、世界農業遺産、日本遺産、日本農業遺産等

第2章 (略)

- 第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針
- ※前段として、これまでの取組を記載してもよい。
- 1. (略)
- 2. 既存計画(上位・関連計画)※作成しているものを記載
- (1)総合計画 (2)都市計画マスタープラン (3)景観計画
- (4) 文化財保存活用地域計画(歴史文化基本構想を含む。)
- (5) 国指定等文化財の保存活用(管理)計画 (6) 農業振興地域整備計画

様式第1~3 (略)

別添1

歴史的風致維持向上計画の構成例

計画名

- 「○○○歴史的風致維持向上計画」
- ※○○○には市町村名を記載
- ※必要に応じて、副題を付すことも可能

序章(略)

- 第1章 歴史的風致形成の背景
- $1. \sim 3.$ (略)
- 4. 文化財等の分布状況
- (1) 国指定等文化財 (2) 都道府県指定文化財 (3) 市町村指定文化財
- (4) 主な未指定文化財 (5) 特産品、工芸品、菓子・料理等
- (6)世界遺産、日本遺産等※
- ※世界自然遺産、世界文化遺産、世界農業遺産、日本遺産、日本農業遺産等

第2章 (略)

- 第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針 ※前段として、これまでの取組を記載してもよい。
- 1. (略)
- 2. 既存計画(上位・関連計画)※作成しているものを記載
- (1)総合計画 (2)都市計画マスタープラン (3)景観計画
- (4) 文化財保存活用地域計画(歴史文化基本構想を含む。)
- 【(5)国<u>指定</u>文化財の保存活用(管理)計画 (6)農業振興地域整備計画

- (7) 景観農業振興地域整備計画
- 3. 4. (略)
- 第4章 重点区域の位置及び区域
- 1. 2. (略)
- 3. 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携
- ※なお、下記の施策が重点区域と重複している場合においては、図等で明示すること。
 ■※なお、下記の施策が重点区域と重複している場合においては、図等で明示すること。
- (1)都市計画 (2)景観計画 (3)屋外広告物条例 (4)独自条例
- (5) 国指定等文化財の保存活用(管理)計画 (6) 農業振興地域整備計画
- (7) 景観農業振興地域整備計画 (8) 国立公園/国定公園

第5章~第8章 (略)

別添2 (略)

- (7) 景観農業振興地域整備計画
- 3. 4. (略)
- 第4章 重点区域の位置及び区域
- 1. 2. (略)
- 3. 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携
- (1)都市計画(2)景観計画(3)屋外広告物条例(4)独自条例
- (5) 国指定文化財の保存活用(管理)計画 (6) 農業振興地域整備計画
- (7) 景観農業振興地域整備計画 (8) 国立公園/国定公園

第5章~第8章 (略)

別添2 (略)